

安城市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和8年5月26日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 大屋 明 仁

令和8年5月26日

安城市長 三星元人様

安城市監査委員 中西肇

安城市監査委員 大屋明仁

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和8年3月5日から4月30日までの間に実施した定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

については、必要な措置を講じるとともに、令和8年7月17日（金）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

（1）社会福祉課

ア 支出関係

概算払及び資金前渡の精算が3か月以上遅延しているものが見受けられたため、再発防止に努められたい。

イ 会計年度任用職員関係

報酬支払業務において、打刻個人表と報酬等内訳書に不整合があり、給与支払額に誤りがあったため、再発防止に努められたい。

（2）危機管理課

契約関係

契約事務において、前回と同様に見積執行調書に見積執行日の記載がないものが見受けられたため、再発防止に努められたい。

2 措置を講ずべき理由

（1）社会福祉課

ア 支出関係

安城市予算決算会計規則第61条第1項第2号及び第63条により、随時の費用に係るもので資金前渡金により支払をしたときは、支払をした後7日以内に、概算払により支払をしたときは、旅費については帰庁後5日以内に、その他の経費についてはその金額確定後10日以内に精算をしなければならない。

#### イ 会計年度任用職員関係

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例第5条第2項により、時間額により報酬が定められた職員（以下、「職員」という。）に対しては、その者の勤務時間に応じて報酬を支給することされているため、その根拠となる職員の報酬等内訳書は、当該書類のほか、休暇等届出簿、打刻個人表及び時間外勤務命令簿兼報告書を突合の上、正しく作成し、適正に報酬を支給しなければならない。

#### (2) 危機管理課

##### 契約関係

安城市契約規則第27条により、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならないため、見積執行調書には契約の相手方を決定した日（見積執行日）を記載しなければならない。